

『富山大学人文学部紀要』第五八号抜刷
二〇一三年一月

佐々成政の浜松往復前後の政治過程

—村上義長関係文書から—

鈴木景二

佐々成政の浜松往復前後の政治過程

―村上義長関係文書から―

鈴木景二

はじめに

小牧長久手の合戦で対峙した織田信雄・徳川家康と豊臣秀吉が講和した天正十二年（一五八四）の冬、秀吉への服従を潔しとしない富山城主佐々成政は、敵対勢力に囲まれている状況にもかかわらず城を出て、信濃を經由し遠く浜松の家康のもとに向かった。真冬の積雪の多い時期に中部地方の山間部を往復したこの行動は、『太閤記』以来「さらさら越え」といわれ、戦国武將の壮挙として知られ、近年、そのルートや歴史的背景などの研究が相次いで発表されている。

筆者¹も『雑録追加』所収文書を分析した佐伯哲也氏の研究²に触発されて、そのルートについて検討し、成政の浜松往復には上杉氏重臣山浦国清（村上義清子）の弟である村上義長が関わっていたこと、その道筋は越後（糸魚川付近）を經由したと推定されることを述べた。その後、道筋の推定に対して服部英雄氏³から厳しい批判を受け、久保尚文氏からは別案が提起された⁴。さらに深井甚三氏からも疑問点が提示されている⁵。また、道筋を究明することの歴史研究上の意義について言及しなかったが、最近、萩原大輔氏⁶が成政の浜松行前後の徳川家康との関係を再検討し、豊臣秀吉の北陸遠征の研究のなかに位置付けている。

このような諸研究をふまえ、本稿では佐々成政の浜松往復の道筋について新出史料を加えて再論し、天正十二年冬前後の成政と村上義長および家康をめぐる政治過程について検討することとする。

一 加賀藩土村上氏伝来の村上義長関係文書

(一) 新出史料の概要

前稿では、『上越市史』別編二に紹介された『雑録追加』所収の村上義長関係文書をもとに考察したが、その原本の伝来や性格については知ることができなかった。しかしその後、加賀藩土のなかに義長の子孫がいたことが判明した。その家の由緒帳によれば、義長は天正十四年（一五八六）八月に加賀の前田利長に客分として抱えられ、その子が山下に改姓して加賀藩士となり、享保年間の藩主代替わり時に村上姓に復帰したのであった。ところで『雑録追加』は加賀藩軍学者有沢氏が各地で披見した史料を写しとめた史料集であるから、そこに収録される村上義長関係文書は、子孫である加賀藩士村上氏が所持していた可能性が高いことが想定された。そして幸いにも、それを証する『村上家系図並古文書写』（以下、『古文書写』）を見出すことができ、そこには未知の史料も含まれていた。次にその内容を紹介する。

『古文書写』は、金沢市立玉川図書館近世史料館の所蔵史料（郷土資料〇九〇―三三二）である。同館は加賀藩の藩政史料群である加越能文庫を所蔵するが、この史料はそれとは別に一九五五年に収蔵されたものである。縦一九五ミリ、横一四〇ミリの袋綴しの写本で、表紙外題は「系図書翰等控 村上家」（貼付題箋）とある。収録されている村上氏系図には、加賀藩土村上源五大夫まで記述されている。また『雑録追加』所収村上義長関係文書と同一の文書および同書未収文書を「御印・書翰等之写、唯今伝来所持仕候分」として収録している。この一文により、本史料は古文書所蔵者自身の作成したものであることが明らかである。未収文書のうち前田利長印判状（後掲古文書1）は、加賀藩土村上氏分家の由緒帳に「瑞龍院様（前田利長）御折紙、本家村上誠右衛門方二所持仕罷在候、右年号天正十四年八月廿三日と御座候」と記されているものに該当する。したがって『古文書写』は、加賀藩土村上氏（本家）所蔵史料を、同家当主が写したものであることになる。『雑録追加』所収の村上義長関係文書・系図はすべて『古文書写』に含まれているから、『雑録追加』の作成者有沢氏が、村上本家伝来文書を写し取ったこともほぼ間違いない。つまり、加賀藩土村上氏本家所蔵の原史料を、当主みずから写したものが①『古文書写』で、有沢氏が写し取ったものが②『雑録追加』に収録されたのである。

『古文書写』の内容は大きく三区分できる。一つめはA村上氏系図である。「系図之写」という朱書見出しから「是マテ系図之写也」

という朱書注記で区分される。『雑録追加』所収系図とほとんど同文で、幔幕の図まで一致している。ただし『雑録追加』の方は義長で終わるが、『古文書写』の方は義長の項に「由緒帳二八はヨリ書申候」という傍注を付し、江戸時代に及ぶ義長―治兵衛―権兵衛―源五大夫までを記している。

二つめは、B「御印・書翰等之写、唯今伝来所持仕候分」という見出しから始まるB古文書である。従来知られていた『雑録追加』所収文書六通に加え、未収文書三通の合計九通を収録する。収録文書は左記の通り。番号は収録順、年月日・文書名は前稿に従った。刊本情報は『上越市史』文書番号・佐伯論文の記号・前稿で付した記号（『雑録追加』所収順）である。

通番号 年月日

文書名

刊本情報

- 1、天正十四年 八月二三日 前田利長印判状 未収
- 2、(天正十二年) 十二月二三日 某政三・某連署書状 三〇〇七号・D・イ
- 3、(天正十二年) 十二月 二日 佐々成政書状 二九九九号・B・ウ
- 4、(天正十三年) 三月一九日 佐々成政返書 三〇二〇号・E・エ
- 5、(天正十二年) 四月二七日 宗句書状 二九二六号・A・ア
- 6、(天正十二年) 十二月 五日 佐々成政書状 三〇〇〇号・C・オ
- 7、(天正十三年) 正月二二日 佐々成政書状 未収
- 8、(天正 十年) 四月一六日 柴田勝豊書状 二三四九号・G・カ
- 9、 九月二六日 村上義清返書 未収

これらは原本を写したものとみられるが、7には「右者、三好左助二所望二付遣申候、写置申候」という注記があり、原本は三好左助に渡され、村上氏に残る写をもとにしたことがわかる。一通目に加賀藩への帰属の証である利長印判状を置き、二通目以降には佐々成政関係文書、そしてそれ以外の文書という順序のようである。

三つめの部分はC信濃満泉寺史料。「享保十四年、坂木満泉寺大祐和尚二対面仕候而、則満泉寺開記之記録被相渡候、唯今本紙所持

仕罷在候」という一文からはじまり、満泉寺住職書状までで終わる。享保十四年（一七二九）時点の村上家当主が、自家の由緒をもとめて、信州の坂城の満泉寺を訪問して入手したものである。村上義豊が満泉寺へ送った縁起と村上氏系譜、村上高国が満泉寺へ送った縁起の二種である。これらの満泉寺史料・村上系図や近世の村上氏末裔の祖先顕彰活動については、小林計一郎氏⁹⁾による詳しい研究があり、『古文書写』の道楽入道高国覚書と同文の史料も紹介されている。

（二）『村上家系図並古文書写』翻刻

原文の細字双行注は（〜）で表記した。便宜上、見出しを【】で加えた。筆者の注記は（〜）または*を付して記した。

【表紙】

（貼り付け外題）

系図書翰等控 村上家

（表紙見返し追記）

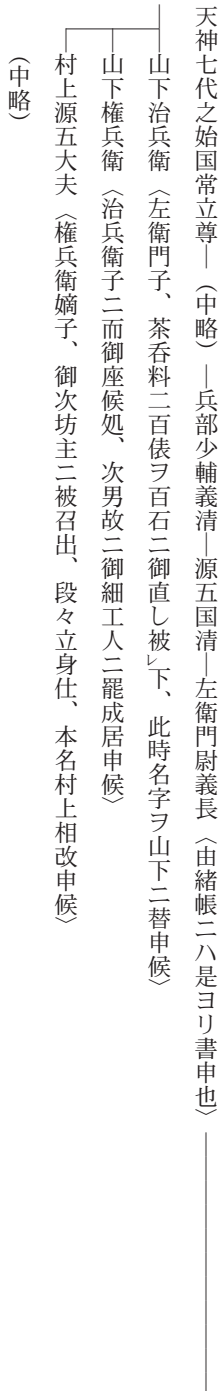
村上家系図並古文書写

佐々陸奥守殿他

前田利長卿殿

【A村上氏系図】

「系図之写」（朱書）



元来村上之経図之事

(中略)

自上御供丸田、

「是マテ系図之写也」(朱書)

【B古文書】(写真参照)

御印・書翰等之写、唯今伝来所持仕候分

【1、天正十四年八月二十三日 前田利長印判状 『雑録追加』未収】

大納言様(前田利長)より被_レ下候御印之写

石川・河北両郡之内、以_三貳百俵_一令_二扶助_一畢、全可_二知行_一者也、仍如_レ件、

天正十四八月廿三日 利長 御印

村上左衛門尉殿

【2、(天正十二年)十二月二十三日 某政三・某連署書状 三〇〇七号・D・イ】

表うら文字、如_レ此すれ(擦れ)、見へ兼申候、

(墨引き封) □□□

村上左 門尉 □□□

御札并御一書之通、陸奥守ニ申聞候、則家康様へ被申上候処、様子御無案内御座候間、被_二聞召食_一(屈力)ニ可_レ被_レ成_二御返事_一由候、此旨為_三兩人_二能々可_二申入_一由候、何も其地へ可_二罷越_一候間、以_三面上_二可_二申上_一候、恐惶謹言、

十二月廿三日

□□ (花押影)

政三(花押影)

村上左衛門尉殿

参人々御中

*『雑録追加』にはない包紙ウハ書が写されているが、すでに文字が擦れて見えにくかったとある。封の墨引きがある。宛所は「村上左衛門尉殿」で間違いないが、差出しに関する文字は判読が難しい。

【3、(天正十二年) 十二月二日 佐々成政書状 二九九九号・B・ウ】
御状本望之至候、仍此表御通候砌、馳走申儀無_レ之候、背_二本意_一候、然者、其元御仕合能之由、近比尤存候、向後相懇之御用等可_レ被_二仰越_一候、不_レ可_レ存_二疎意_一候、将亦、賀州・能州付城如_二存分_一申付候、於_二様子_一者、可_二御心安_一候、尚期_二後音之節_一候、恐々謹言、

佐々木陸奥守

成政(花押影)

十二月二日

村上左衛門尉殿

御返報

*花押を写すが、『雑録追加』は「判」と記す。

【4、(天正十三年) 三月十九日 佐々成政返書 三〇二〇号・E・エ】

遠路御使札本望至極候、如_レ仰旧冬其表罷通候刻、種々御馳走、殊山口迄御送、外聞喜悅此事候、其以来以_二書状_一申入候キ、然者、御身上之儀、最前以_二面如_一申候、家康江具申入候、尚以_二不_レ可_レ存_二疎意_一候、河中嶋面之儀、大久保七郎右衛門方肝煎儀候間、万端、彼方与被_二仰談_一、尤候、從_二此方_一も御内証之趣、可_二申遣_一候、将又、今度新保藤五郎二被_二仰聞_一候通、承届候、尚重而可_二申入_一候条、不_レ能_レ詳候、恐惶謹言、

三月十九日

成政(花押影)

村上左衛門尉殿

御報

*花押を写すが、『雑録追加』は「判」と記す。

【5、(天正十二年) 四月二十七日 宗句¹⁰書状 二九二六号・A・ア】
表如_レ此文字消、見へ兼申候、

從富山

村上左衛門□□□

宗□

貴報

尚以、御身上之儀、一途申調度候間、爰元之義、随分馳走可_二申上_一候、

御状拜見、忝存候、殊見事之木綿袴端被_レ懸_二御意_一候、御懇情御礼難_二申尽_一存候、仍御身上之儀二付而、高原迄御越之由、殊御使者口上之趣、具成政二申聞候、尤此度認_二状を_一進_レ之候義、雖_二安間之儀候_一、家康へ爰元より此一儀二急度使者を可_レ遣候、成政前之儀者、高原二御逗留之由申候、雖_レ然、其元可_レ為_二御不案内_一候条、幸いの谷と申在所、拙子肝煎申所にて御さ候条、彼所二少之間御逗留被_レ成尤存候、併山中之儀御不如意、一段無_二御心元_一存候、細々預_二御書_一候条、先如_レ此候、委細、使者口上二申合候条、可_レ被_二聞召届_一候、恐惶謹言

卯月廿七日

宗句 (花押影)

*『雑録追加』のウハ書にはない「從富山」の文字を写している。『雑録追加』では追而書が本文行間に及んでいるが、この史料では行間の部分を写し漏らしている。

【6、(天正十二年) 十二月五日 佐々成政書状 三〇〇〇号・C・オ】

追而申入候、越後筋御譜代之衆かたへ可_レ有_二御計策_一之旨、尤存候、来春至_二春日山_一行候様子、首尾為_レ可_二申合_一、家康へ以_二使者_一申入候条、御存分之通、至_二浜松_一於_レ被_二仰越_一者、拙者之使於_二彼方_一承届、具家康へ可_二申入_一之旨、申付候、為_レ其重而如_レ此候、恐々謹言、

十二月五日

成政（花押影）

村上左衛門尉殿

.....（原文実線）.....

* 『雑録追加』には記す「上包之上書」を写していない。写し漏らしか。

【7、（天正十三年）正月廿一日 佐々成政書状 『雑録追加』未収】

態以「使者」申入候、仍今度参候処、種々被「入」御念、「半途迄被」成「御出御越年」、殊山入迄御送、外聞実儀御礼難「申謝」次第候、為「其先以」使者「申入候」

正月廿一日

成政判

右者、三好左助「所望」付遣申候、写置申候、

* 三吉左助は、寛文元年の侍帳に小姓・四百五十石と見える（『江戸初期の侍帳』一五四頁下段。その後断絶した（『加能郷土辞彙』八八六頁）。

【8、（天正十年）四月十六日 柴田勝豊書状 二三四九号・G・力】

表如「此也」

山浦左衛門尉殿

柴田伊賀守

御返報

勝豊

御札披閱、本懐至候、仍連々对「因州（新発田重家）」御入魂之御存分、被「仰越」候、令「得」其意候、此節之間、別而御忠信肝要候、此口出勢急速可「為」手台「処」、魚津へ取懸付而、今少延引候、彼要害既堀際迄取寄候間、一着不「可」有「程候」、猶以無「油断」火急二討果、至「其表」可「為」乱入「候」、委曲、西山庄左衛門申合候、併期「面謁」候、恐惶謹言、

卯月十六日

勝豊（花押影）

山浦左衛門尉殿御返報

* 『雜錄追加』に「切封ノ上書」として記すウハ書が、「表如此也」として記されている。

【9、九月廿六日 村上義清返書 『雜錄追加』未収】

預書中一候、殊為九月之祈禱、御本會（巻数カ）并茶一斤給候、目出度候、仍寄進之事承候、拙者之寄進之所、不可有如在候、未々之寄進被申候事者不可存候、委曲自是可令申候間、早々為限候、恐々謹言、

九月廿六日

村上義清（花押影）

副祝殿御報

【C 信濃満泉寺史料】

享保十四年、坂木満泉寺大和尚二対面仕候而、則満泉寺開記之記録被相渡候、唯今本紙所持仕罷在候、

信州坂木満泉寺発

一、彼満泉寺者、当国司職之村上統領村上天王十八代正三位左中将源朝臣村上信濃守顕国開之、志趣者顕国之法号を満泉院殿前左中将大器良通と号、則一寺を永正元年甲子春令建立、村上山満泉寺卜号、為寺領坂木近郷中之保下村二五拾貫文寄附之、左中将逝去、其子兵部少輔左少将村上義清家督相続、以後右寺領無相違兩代之朱印出之、然処二義清代天文十六年丁未八月廿四日武田晴信と令合戦、義清即日付負敗軍、則武田持分と成、右寺領五拾貫文之内式拾五貫文取上之畢、廿五貫文八武田勝頼代迄寄附之、勝頼滅亡之刻、森正藏領分と成、天正十年午六月中義清嫡子村上源五国清川中島四郡を切取令安堵、右式拾五貫文を寄附之、証文出之、其後森右近領知と成、廿五貫文を取上、寺中山林共二高六石を寄附之処、川欠在之、寺内山林式石余在之、其品々我等亡父牢人と成、当国更科二令在宅、様子段々書附置候二付而、書記令進覽之畢、満泉寺建立之次第者、村上系図二有之を令書写一畢、一切老眼故二而漸々書記申候、様子銘々於御尋者我等方へ御聞合可被成候、

村上天王廿二代源義清曾孫

代々勅許之侍従 村上右京義豊 判

元禄貳年己巳閏正月日

満泉寺

追而顕国より代々御尋候而書記進し候、

村上天王十八代嫡伝

左中将顕国

左少将義清

国清迄十八代 此所不審廿代にて候、

侍従源五国清

信州治之、

同織部頼清

同右京義豊

右、義豊之直筆之写ナリ、

……………(原文実線)……………

覚

一、満泉寺御開基之儀者、信州村上源氏之大将村上義清公ニ而御座候、

一、義清公御他界者、天正元年正月朔日、於^三越後山浦ニ御年七十三歳ニ而御病死被^レ為^レ成候、義清公御一子村上源五国清公卜申候、是ハ上杉謙信公之御養子御成候、越府春日山ニ御在府喜平次景勝公之御弟ニ被^レ為^レ成候、謙信公御他界之後、天正十年五月中、信州河中島四郡迄伐治、信州二本意松城ニ御在城、其節坂木八村上先祖之古跡と被^レ仰、御殿作事被^二仰付^一候、併義清公御在城之地者御遠慮被^レ成、小宮山ニ御殿御建被^レ成候、御遠慮之趣者村上先祖者人王六十二代村上天王第四之宮盛清親王御在城之御跡、代々村上高官ニ而中将或ハ少将ニ而御座候故、御遠慮、国清纔四品之侍従故、古跡御歴(本ノマヽ)有而、古御殿之地村上先祖之牌地ニ被^レ成、義清公を開基ニ被^レ為^レ成、山号ハ村上、寺号ハ満泉寺ニ被^レ成候、満泉寺者天正十年九月中御建立被^レ成、以上、

義清嫡尊

道楽入道高国

坂木

満泉寺住持衆

……………(原文実線)……………

代々御証文共有^レ之候処、兩度煙焼故、証文記録焼失、依^レ然村上御子孫之記録之抽書所望、差^二上之^一申候、

村上源左衛門様

坂木満泉寺

満泉寺大祐和尚之紙面、別紙アリ

(翻刻終)

(三)『村上家系図並古文書写』成立の背景

『古文書写』の作成者と成立時期を知る手がかりは、C部分の筆記者が享保十四年(一七二九)に満泉寺を訪問したという記述である。作成者はその時点での本家当主村上左源太であろう。時期はそれ以降、左源太が死去した安永四年(一七七五)以前となる。

成立の背景には別稿で考察したように、享保九年(一七二四)に前田綱紀から吉徳へと加賀藩主が交替した後の家臣団の確認事業がある。その時点の分家当主源五大夫(左源太父)はこれを見越して、系図などを新藩主吉徳に見せて享保十一年三月に村上復姓を果たし、同七月には加増を願いでている。おそらくその過程で村上氏の由緒を明確にすべく本家の史料や系図を調査していたのであろう。『古文書写』の作成者左源太はその次男で、復姓が認められた五ヶ月後の享保十一年八月、本家六之丞の末期養子として本家を相続した。彼は村上復姓運動を主導した実父源五大夫の影響を受け、本家新当主として村上氏の由緒再興を目指したのであろう。十四年に信濃満泉寺を訪ねたのもその表れで、こうした一連の由緒調査にともなって『古文書写』が作成されたと考えられる。ちなみに系図の義長以降の記述は、本家養父までの記述ではなく、分家筋をたどって実父源五大夫まで記している。つまり左源太までの分家の系統を本家であるように記しているのである。享保十六年、藩から家臣に由緒一類附帳の提出が命じられた時、左源太の調査成果は同家由緒帳に盛

り込まれ提出されたのであろう。

(四) 新出文書

次に、これまで紹介されていない三通の文書について概観する。

1、前田利長印判状は、村上義長に二百俵を宛がった文書である。知行地ではなく扶持米宛行であることから、名家の武将としての客分扱いが窺われる。原文書の書式形態をどの程度写しているのか分からないが、印判であること、宛所の位置が低いことなどに、天正十四年八月段階での、前田氏による村上義長の位置づけを読み取ることができよう。加賀藩における村上氏の由緒を示す最も重要な文書として、古文書の最初に掲げられたのであろう。

9、村上義清返書は、信濃諏訪神社の副祝に宛てたものである。同社から贈られた九月祈祷の「御本會」と茶への返礼である。「御本會」の意味は分からないが、祈祷後に贈られたものであるから「御巻数」がふさわしく、その誤写かと思われる。諏訪社側は巻数の贈呈とともに何らかの永代寄進を要請したらしく、義清は、自分は寄進に応じるものの次世代以降は未定の旨を返答している。義清と諏訪神社の関係を示す史料である。諏訪神社社家へ送られた書状が加賀藩村上氏に伝来した経緯は不明であるが、義清後裔の証としてその署判のある文書を所持すべく、二次的に入手したのではないだろうか。

7、佐々成政書状は宛所を欠くが、ともに伝来した一連の文書から類推して村上義長宛とみて誤りないであろう。成政が義長と交渉をもった期間のうち正月は天正十三年のみと考えられるので、同年のものと推定できる。浜松から富山に帰着した後、便宜を受けた村上義長に出した礼状である。三好左助の所望により原本を渡し、写しを手許に残した旨の注記がある。署判が花押影ではなく「判」とあるのはそのためで、『雑録追加』が写していないこともそれと関係すると思われる。

B 古文書のうち、『雑録追加』と共通する文書には、字句にわずかな異同がある。また、前者が「判」とする部分を後者が花押影を記すものがあり、後者にのみ包紙ウハ書が記されるものがある。したがって、『写』の作成が先行し、それ以降、数通の文書が写を残して流出したのちに、『雑録追加』の採録が行われたとみられる。

二、成政の浜松往復再説

前稿で、いわゆるさらさら越えのルートに直接関係する文書として検討したのは4文書であった。今回新出の7文書も、それに直接関係する文書である。両文書を時系列順に再掲しよう。

【7、(天正十三年) 正月廿一日 佐々成政書状 『雑録追加』未収】

態以_レ使者_一申入候、仍今度参候処、種々被_レ入_二御念_一、半途迄被_レ成_二御出御越年_一、殊山入迄御送、外聞実儀御礼難_二申謝_一次第候、為_レ其先以_二使者_一申入候、

正月廿一日

成政判

(口語訳)

わざと使者をもつて申し入れます。さて、この度(そちらへ)参りましたところ、種々ご念を入れられ(〓ご高配くださり)、(経路の)途中までお出でになられて、御越年(なさり)、殊に山入りまでお送り(くださり)、外聞実儀(〓まったくもつて)お礼を申し謝し難い(〓申し上げようもない)次第です。その(御礼の)ため、先ずは使者をもつて申し入れます。

【4、(天正十三年) 三月十九日 佐々成政返書 三〇二〇号・E・工】

遠路御使札本望至極候、如_レ仰旧冬其表罷通候刻、種々御馳走、殊山口迄御送、外聞喜悅此事候、其以来以_二書状_一申入候キ、然者、御身上之儀、最前以_二面如_一申候_一、家康江具申入候、尚以_レ不_レ可_レ存_二疎意_一候、河中嶋面之儀、大久保七郎右衛門方肝煎儀候間、万端、彼方与被_二仰談_一、尤候、從_二此方_一も御内証之趣、可_二申遣_一候、将又、今度新保藤五郎_二被_二仰聞_一候通承届候、尚重而可_二申入_一候条、不_レ能_レ詳候、恐惶(『雑録追加』は「恐々」)謹言、

三月十九日

成政(花押影)

村上左衛門尉殿御報

7は、正月二十一日付けである。成政は前年十二月二十五日には三河の吉良で織田信雄に面会しているから、帰路の距離や日数を考慮すると富山帰着後それほど経たないうちに出されたものである。帰着後少なくとも二か月以上経った4とは異なり、義長からの援助

への謝礼のみを述べている。成政は無事富山に帰着したことの通知を兼ねて、多大な便宜をはかってもらった義長にとり急ぎ謝礼の使者を遣わしたのである。

再度の謝礼を含む4では、7の内容を簡潔に再説している。すなわち、7の「今度参候処」は、4の「旧冬其表罷通候刻」、同様に「種々被入御念、半途迄被成御出御越年」は「種々御馳走」、「殊山入迄御送、外聞実儀御礼難申謝次第候」は「殊山口迄御送、外聞喜悦此事候」に対応する。

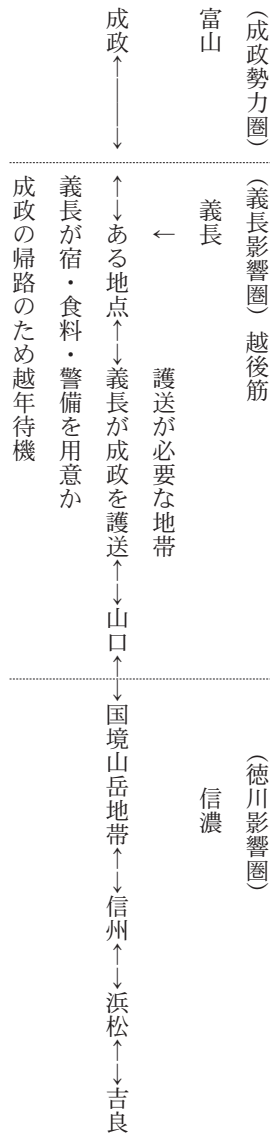
これによって知られるのは、成政が義長の勢力圏へ「参った」こと、それに応じて義長が通常の居地から、成政の信州への経路の途中まで出張して便宜をはかり、特に山入りまで送ったこと、さらに義長は出張地点に滞在して越年したこと、この行為に対し成政が最大の感謝の念を持っていたことである。4に比べて感謝の表現が大仰なのは、帰着直後で実感がこもっているからであろうか。成政の謝辞からは、浜松往復成功の上で義長の援助がきわめて重要な意味を持っていたことが窺える。

義長がある地点で越年したということは、成政の帰路もまた援助するため待機していたことを意味し、これにより、浜松への行きも帰りも同じ道筋であったことが判明する。義長がこれほどまでの援助を行ったのは、自身の処遇について成政から徳川家康へとりなしってもらうことを、必要不可欠と考えたからであろう。

ルートの考証上注意すべきは、成政が義長の勢力圏（其表）に「参り」、その地域を通行したとみられること、成政がもつとも恩義を感じたのが義長の「御送」であり、それが山入り（山口）迄の区間¹²であることである。これまでのさらさら越えについてのイメージでは、積雪に埋もれた厳冬期の中部山岳地帯通行という自然的障害の過酷さが前提になっていた。しかし、これらの書状にはその肝心な山越え部分、困難であったはずの山岳地帯通過についての言及がない。山中よりも山口までの通行が困難であり、援助が必要とされていたのである。その障害として考えられるのは、成政勢力圏以外の地域を通行する際の政治的困難さである。

7文書から得られた新たな情報を加味した考察の結果は、前稿で推定した道筋すなわち越後經由ルートと矛盾しないだけでなく、その見通しの確度をさらに増すことになる。成政の浜松往復は、義長の援助によって可能となったのである。その義長の行動が、彼の常住地を含むその勢力圏で行われたことは7文書からも推定される。

以上の考察から想定される道筋を模式的に示せば左記のようである。



義長はこれより前、天正十年四月の時点で織田方に通じており、越後の新発田氏との間を取り持つので上杉氏を挟撃しようとする。またその子孫は、義長が「越後筋に罷り有り」と伝えていた（別稿所引由緒帳）。さらに天正十二年九月の時点で伊勢外宮へ祈禱依頼¹³をした際、所願が成就すれば「領中千疋之地」を進納すると述べており、相応の所領を維持していたらしい。以上を総合すると、やはり義長は越後南部の姫川下流域から糸魚川の付近に居住していたと考えるのが妥当である。服部英雄氏の飛騨安房峠通過説の場合、飛騨の高原郷をそのエリアの内と考えることになるが、その場合、義長の常住地の所在や、成政が最大限の感謝を述べた通行時の便宜供与の想定が困難であると思う。各氏の批判にもかかわらず、筆者は成政の浜松往復の道筋は、やはり越後の糸魚川付近を経由し、いわゆる千国街道もしくはそれに近似する道筋を通つたとみるべきであると考え¹⁴。

三、佐々成政の浜松往復前後の政治過程とその意義

成政の浜松往復をめぐる通説は、秀吉と講和した織田信雄・徳川家康らの翻意を促すため浜松へ向かったものの、信雄・家康からよい返答を得られず帰国したというふうなものである。萩原大輔氏はこれに対して批判を加えている。氏によれば、家康は秀吉との講和後の天正十二年末においても成政と連携して上杉景勝を攻撃する計画を持ち、両者が面会を終えた後の天正十三年に入っても成政との

連携を維持していたのであり、成政にとって浜松での会見は家康との連携確認という点で一定の成果があったという。また成政は、天正十三年三月の段階で当面は秀吉と講和することが現実的と判断して、家康を介して対秀吉外交を展開していたという。

天正十三年正月以降も、成政と家康が連絡を通じていたことは、家康書状(写)¹⁵によつて知られていたが、萩原説の特徴は両者が会見の前後を通じて一貫して上杉景勝の春日山攻めという計画をもつて連携していたという点にある。この説は6文書を根拠とするが、筆者はその解釈に従うことができない。会見の前後とも、家康が上杉氏の春日山攻めを計画していたということ、その計画について成政と連携していたということ、さらには成政自身が上杉攻めを考えていたということも、この文書から読み取ることはできないと思う¹⁶。この点を確認したうえで、この前後の政治過程を時系列にそつて概観しよう。

天正十二年(一五八四)四月九日、織田信雄・徳川家康方と豊臣秀吉方との小牧長久手の戦いはじまった。対立は長びき九月になつても和睦交渉は決裂している。合戦開始直前の三月末頃、成政は秀吉方につき佐々平左衛門に兵をつけて送り出したことが知られているが¹⁷、豊臣・徳川双方の対立が続くなか家康からの勧誘があつたためか、成政は四月末にはすでに家康と通じている。(5文書)。同じころ上杉氏のもとでの立場に不満を持っていたらしい村上義長は、小牧長久手の合戦により中部地方の政治状況が流動化したことを受け、上杉氏からの離反を進める画策をして佐々成政に接近した(5文書)。彼の目的は反上杉の徳川家康に通じることにあつた。義長はこのとき、常住地から離れ、飛騨高原郷もしくは越中の南端の猪谷に移動したらしい。

六月、越後の上杉景勝が秀吉に人質を差出して秀吉への臣従を進め¹⁸、反秀吉の成政との対立関係が明確になつた。

家康と通じていた成政は、八月に前田方の朝日山を攻め翌月には前田方の末森城を攻めて反秀吉の態度を表明したが敗退した。それでも成政は北陸における家康方を増やすべく行動していたようで、元同僚の子不破直三を家康に斡旋し、十月、家康は直三の帰属を認めている¹⁹。徳川方も信濃地域を管轄していた大久保忠世らが、越中の佐々氏との使者往復の便宜をはかつている信濃松川の新屋但馬守へ礼状²⁰を出すなど、徳川・佐々の連絡手段の維持に努めている。

これよりさき九月半ば、越後の上杉景勝は加賀の前田利家と呼応して、家臣須田満親に越中向き境の要害を攻めさせた。満親はこの戦果を利家に報じ、近日景勝が越中口へ出陣すると伝えた²¹。佐々成政はまさに利家・景勝に挟まれ対峙する事態を迎えた。このよう

に、成政は周囲の敵対勢力との緊張が高まるなかでも、家康とのつながりを背景にして活動していたが、十一月十五日、織田信雄が秀吉と単独講和し、家康は大義名分を失って二十一日には浜松城へ帰った。飛越の山間にいたらしい義長はこの情勢変化を受けて、同月末に成政の勢力圏を通って常住地に戻つたらしい(3文書)。義長はなお、上杉から離れ家康と結ぶことを考えていたらしく、家康へ取り入る手土産として上杉攻めの計策を成政に披露し、家康へ持ちかけることを目論んでいる。十二月五日の義長宛成政書状(6文書)では、義長から家康への言伝(使者)を、浜松で成政の家来が仲介しようとして述べているから、成政はこの段階でも北陸における家康方勢力の確保に努めていたのである。また、この書状からは、義長と家康との関係は未成立で成政の仲介が期待されていること、成政は家康への連絡を家臣に委ねており、成政自身が浜松へ赴くことは考えていなかったことが推定される。ところが同じころ、浜松の家康は次男於義伊を秀吉に差し出すと決め準備を進めており、六日には松平家忠が於義伊へ餞別を贈っている²⁸。秀吉と講和するという家康の大きな方針転換は、いち早く富山の成政へ通達されたであろうし、家康が講和する以上、成政へも講和が勧められたと想像される。しかしすでに前田氏との戦争を開始していた成政は、事態の急変に驚愕したはずである。そしてその約半月後の二十三日もしくはその直前、成政はすでに浜松にいて、家康との対面を果たしたのである(2文書)。浜松からの使者・通達が富山へ達する日数、成政が浜松へ到達するのに要する日数を考慮すると、成政は家康からの通達に接し、ほんの数日でみずから浜松へ行くことを決断し即時実行したことになる。梯子を外された状況に陥った成政は、家康からの講和通知をもたらした使者もしくは成政家臣の説明では到底納得できなかったであろう。しかしそれにしても、南北を敵対勢力に挟まれ、東から南にかけて雪深き真冬の中部山岳地帯に阻まれた状況で、城主自身が浜松へ出かけて行くなどという行動を思いつくであろうか。無事に浜松まで行って帰ってこれられると考えられたのであろうか。ここで想起されるのが、村上義長の存在である。かれは五日の段階で成政に家康との仲介を期待していたから、成政自身が家康に面会するとすれば、義長にとっては願ってもない好機となる。また彼は上杉氏重臣山浦国清の弟といういくばくかの権威を有していたと思われる。越後南部の糸魚川付近に常住していたらしい。いっぽうの成政は、もはや家臣や使者の言うことを信頼できず、みずから家康に面会して善処を求めたかったが、自然条件・政治条件から信濃への往復可能な交通路は得難い状況であった。ここで両者の利害関係が一致した。前稿でも述べたように、実際の成政の浜松往復は義長の「御送」によって実現したのであった。成政は義長と家

康の仲介を確実に遂行し、義長は成政の信濃（浜松）往復ルート途上の敵地通過を可能ならしめる、という双方の交換条件のもとでの提携によって、北陸の大名が城を空にしてみずから列島を横断してはるかな浜松へ出向くという行動が実現したのである。成政の浜松往復は、この時点での緊迫した政治情勢のなかで、いくつかの条件が重なることにより起こった歴史的事実であった。このとき成政が秀吉との講和を選ばなかったのは、かつて秀吉に反抗して降伏したことがあり²³、二度目は厳罰を免れないと考えたためかもしれない。しかし、この情勢での彼の判断と行動は、家臣と領地を擁する一国のリーダーとしては常軌を逸した行動というほかない。成政が体面を重んじる直情経行的な性格の人物であったことを窺わせる事実である。

苦勞の未到着した浜松での家康との会談の結果は、成政家臣が浜松から義長に急報した書状（文書2）から推測することができる。家康は成政から紹介された義長という人物とその春日山攻撃の提案について、事情がわからないのでいちおう聞き置くにとどめるといふ消極的な返答をしたようである。秀吉と講和した家康にとって、上杉氏攻撃は現実的な政策ではなく、しかも村上義長という未知の人物の提案であるから、興味を示さなかったのであろう。成政への対応は記されていないが、義長への対応が芳しくないことは、成政にとつても期待した対応がなかったことを暗示している。やはり秀吉との講和を促したのではないだろうか。

会談後、成政は浜松から三河の吉良へ行き、鷹狩をしていた織田信雄に面会した（『家忠日記』）。ここでも講和勧告を受けたと想像される。成政は富山への帰路につき、途上で天正十三年の正月を迎えた。そして信濃から山を越えた地点で、越年して待機していた義長に会って事情を述べ、ある地点まで往路同様に便宜を受け富山へ帰着した。正月二十一日に、義長に宛てて往復時の便宜供与への礼状を発した（7文書）²⁴。しかしその後、成政は義長へ連絡をしなかったとみられ、義長から家康との仲介進展についての催促が行われたらしい。それに対する成政の三月十九日の返事は（4文書）、浜松からの帰りに話したように、義長のことは家康に話してあり、家康家臣のうち信濃地域担当者は大久保忠世であり、こちらからも内情を伝えておくから、そちらへ直接交渉してほしい、という突き放したものであった。家康の積極的な応援が期待できなくなった成政は、義長から便宜を受ける必要もなくなり、彼の処遇を気に掛ける意欲も失ったのであろう。

この後も成政は、かたくなに反秀吉の態度を堅持した。成政との関係を維持している家康は、五月二十四日、近日信雄が上京する予

定で、家康も秀吉との講和を一段と進めるため石川数正を上京させるつもりであると記した書状²⁵を、成政本人ではなく家臣宛てに出している。これは成政の目に触れることを前提に、賢明な家臣から成政へ、家康と秀吉との講和が着々と深化している事実を示して講和するよう説得すべきことを暗に促したものでないだろうか。この後も成政は態度を変えなかったようであるが、同年六月、織田信雄が家康へ宛てた覚書『大日本史料』十一編十六 一〇五頁によれば、家康と成政が通じていることが多方面に知られている。家康が、秀吉との講和に応じない成政との関係を維持した理由は明らかではないが、対秀吉交渉での自己の立場を少しでも有利にするため、秀吉を牽制する一要素としての価値を見出していたのではないだろうか。

このうち、成政は信雄の懸命の説得にもかかわらず、秀吉の北陸出陣まで反抗し、結局秀吉が越中に到達した段階で降伏した。秀吉は成政を赦し大坂へ移すが、越中国の新川郡の領有を認め、それ以外の三郡を前田氏に委ねた²⁶。秀吉が彼を赦したのは、帰服したもののへは寛大に対処するという姿勢を未だ服属しない大名へアピールするという意図があったと想像される。また、越後国に接する新川郡を成政に残したのは、上杉景勝の去就がなお定かではないと考え、上杉への備え、牽制として成政勢の価値を認めたからではないだろうか。新川郡は天正十五年（一五八七）の成政の肥後移封のち前田氏の領地となった。この時点で佐々成政の越中領有は終わった。成政敗北後の村上義長の去就は詳らかではない。しかし越後の領主上杉景勝が、天正十四年（一五八六）六月、京で秀吉と対面して臣従を確定して帰国²⁶したことは、義長の立場をより不安定にしたかと思われる。このころ義長は常住地を離れて前田利長に接近をはかり、その保護を受けることに成功したようで、同年八月、前田利長から合力米として二百俵の扶持を与えられた（一文書）。おそらく金沢で余生を過ごしたのであろう。由緒帳によれば元和六年（一六二〇）二月晦日に世を去ったという。

むすびにかえて

新出史料をふまえて成政の浜松往復の道筋について再説し、その前後の政治過程を概観した。道筋を明らかにすることにより、成政の浜松往復がその時点での政治的条件によって可能になったことを明らかにできたと思う。成政と家康の会見の結果は、反秀吉の意向をもつ成政の希望に沿うものではなく秀吉との講和を勧められたと想像されるが、同時に家康は成政との関係を拒絶する意思もないこ

とを伝えたとと思われる。会見は、かえって成政にこの先も家康を頼ることができると意識させ、その後の頑なな講和拒否を促した可能性すらある。そして彼は抵抗を続け、天正十三年（一五八五）八月敗北した。それは越中三郡、後に新川郡も含め越中一国が隣国加賀の前田氏の所領に併合される結果をもたらした。これ以来、越中国はながく加賀金沢を中心とする前田氏の領地の一部分となった。天正十二年末の成政の政治的判断と行動は、その後の北陸地域社会の在り方に大きな影響を及ぼしたのである。

付論 『末森記』に見える佐々成政の浜松往復記事について

前稿発表後、久保尚文氏は、佐々成政は天正十二年夏には立山越えルートで東美濃へ（『末森記』）、冬には安房峠ルートで浜松へ（『家忠日記』）と、二度太平洋側へ往復したという新説を公表された²⁹。『家忠日記』は当時、三河国深溝にいた家康家臣の日記の原本であるから、ルートはともかく十二月に浜松に到ったことは確かである。これに対し、『末森記』は軍記物に近い編纂物という性格を持つ史料で、その成立や信憑性については、久保氏自身が紹介されたように阿部一彦氏³⁰、青山克彌氏³¹の研究がある。久保氏の新説は、『末森記』を批判する両氏の成果に言及することなく、同書の記述をそのまま歴史的事実と認識されている点に問題がある。以下、『末森記』についての私見を述べよう。

青山克彌氏は、『末森記』が前田利家重臣の村井長明によつて編纂された『亜相公御夜話』と酷似する文章を含むことから、『末森記』と『亜相公御夜話』を詳細に比較検討された。その結果、『末森記』は『亜相公御夜話』に直接に依拠しつつ相当巧緻に改変・補足したものと推定された。また『末森記』には、かつて成政に仕えた岡村慶雲がその日記に基づいて記したという旨の奥書があるが、慶雲の日記に基づくのは、描写が詳しく具体的な戦闘の部分ではないか、とも指摘された。さらに『末森記』も、『亜相公御夜話』と同じく村井氏の活躍を強調する点を注意されている。青山氏の見解はいずれも説得力があり、その研究によつて『末森記』は前田氏と村井氏の結びつきを強調し両氏を顕彰する内容を持つこと、同書は同様の傾向を持つ『亜相公御夜話』、さらに岡本慶雲の戦争の見聞日記を材料にして作成されたことが考えられる。青山氏は、村井氏と岡本慶雲の記録の結びつきの解明という課題を残されたが、この点については佐藤圭氏が、寛永十八年「村井長明条書」によつて、『亜相公御夜話』の編者村井長明の手に「岡本七之助、越前長見右衛

門方へ書付之うつし」があつたという重要な事実、およびそれが『末森記』に関係することなどを指摘された³⁰。これらの諸研究を勘案すると『末森記』の成立過程は次のように考えられる。村井氏は、前田氏創業期の自家の活躍を強調した『垂相公御夜話』を作成した。その際、長明は父や前田利家から聞いた事柄、および同家が収集していた岡本慶雲の書付が材料とされた。その後、再度村井氏によって、前田氏の記念すべき末森合戦とそこでの村井氏の活躍を顕彰するため、体裁の整ったまとまった史書として、『夜話』および岡本慶雲の書付をもとに作成されたものが『末森記』であろう。もとの慶雲の書付に付せられていたと思われる送り状は、『末森記』の信憑性を高めるため、奥書のように巻末に置かれたと想像される。なお青山氏は、『末森記』に利家逝去の記述がないので同書は利家在世中の成立となり『夜話』との先後関係の問題を残された。しかし『末森記』著者はあえて利家の死にふれず「目出度武將の行末哉と申さぬ者はなかりけり」という前田氏の繁栄を言祝ぐ終わり方を選んだと考えることができよう。

このような意図と経緯で成立した『末森記』の記述は、史実であるかどうか、十分な吟味が必要である。成政が末森合戦よりも前に、東美濃へ往復したという傍証は知られないうえ、百人もの供をつれ、立山を超えたにもかかわらず東美濃へ行つたという記述も不審である。『末森記』は、末森合戦を顕彰する意図を持つている。末森合戦の前に、成政が美濃まで出向いて織田信雄・徳川家康らと交渉し、北陸を打ち平らげて信雄らの味方に向かうので、その時は加越能三国を与えてほしいと要請したという記述は、本書の主題である末森合戦を単なる隣接地域の大名の紛争ではなく、加能両国の危機であり秀吉対家康の天下をめぐる合戦の一環であつたと位置づけるために創作されたと考えることができよう。

注

- 1 鈴木「佐々成政の浜松行き道筋試論―有沢永貞『雑録追加』所収文書を手がかりに―」『富山史壇』第一五四号 二〇〇八年。以下の文中では、前稿とする。
- 2 佐伯哲也「天正十二・三年における佐々成政の動向について―新紹介の村上義長と某宗句の書状を中心として―」『富山史壇』第一四八号 越中史壇会 二〇〇五年。『雑録追加』所収文書は、『上越市史 別編二 上杉氏文書集二』(二〇〇四年)に紹介された文書で石川県立図書館所蔵。前稿に写真を掲載した。なお拙稿では『市史』の字句を修正した部分がある。
- 3 服部英雄「佐々成政のザラ越えと旧信濃国人・村上義長の動向―鈴木景二氏らの試案によせて、および安房峠追補」『比較社会文化』九州大学大学院比較社会文化学府紀要 第一六号 二〇一〇年(服部氏のホームページから閲覧可能)
- 4 久保尚文『越中富山山野川湊の中世史』(桂書房 二〇〇八年)
- 5 深井甚三「佐々成政のザラ峠越えの新研究をめぐって」(『学士会会報』第八七一号 二〇〇八年)
- 6 萩原大輔「秀吉越中出陣をめぐる政治過程」『富山史壇』第一六七号 二〇一二年
- 7 鈴木「村上義清の子義長とその子孫―加賀藩土村上氏―」『信濃』第六三巻第九号(七四〇号)二〇一一年。以下の文中では、別稿とする。
- 8 東四柳史明「木曾義伸と能登武士―治承五年十一月二十四日義伸下文の検討―」『加能地域史』第一〇号 一九八五年
- 9 小林計一郎『信濃中世史考』吉川弘文館 一九八二年 二五一頁
- 10 宗句は佐々成政の意を受けて他者への書状を発している。成政の侍者のような立場の人物である。この一連の文書以外には見えないが、『亜相公御夜話』(『御夜話集』上編 八頁)には、成政に近い「京衆油屋小きん」、成政の「茶湯坊主小法師ようごん」という人物がみえる。「小」は「宗」、「きん」は「句」と見れば「句」と崩し字が近似する。「ようごん」も仮名草書なら「じようきん」と近似する。「宗句」が「宗句」の誤写で、これらは同一人の可能性がある。
- 11 新保藤五郎は、天正十一年、成政の使者として越後の新発田重家に遣わされており(『大日本史料』第十一編四 六八〇・七五二頁)、肥後国移封後にも家臣として文書を発給している(服部氏論文)ように成政の重臣である。
- 12 筆者は前稿で、4文書の「山口」を、千国街道が越後から信州へ越える峠路の登り口、糸魚川市根知山口地区の地名である可能性を指摘したが、7文書により山道の入り口であることが判明したので、前稿の記述を訂正する。ただし、その山道の入り口が、地名「山口」の地点である可能性は残る。なお、この道の歴史についての近年の研究として、胡桃沢堪司『牛方・ポッカと海産物移入』(岩田書院 二〇〇八年)がある。
- 13 服部氏が左記の文書を紹介し指摘している。『大日本史料』第十一編八 四五二頁・『信濃史料』第十六卷 二〇九頁・『三重県史』資料編中世1(下) 六六五頁。『大日本史料』の網文は「信濃ノ村上義長、大神宮二神楽等ヲ献ジ、本領回復ヲ祈リ、豊受大神宮御師榎倉大夫二千疋ノ地ヲ与フルヲ約ス」として、祈願内容を推測している。この文書は、近世の影写史料集『輯古帖』に収められ、いまのところ唯一知られる村上義長の署名・花押があるので、その部分の写真を文末に掲載する。

【村上義長願文 神宮文庫所蔵『輯古帖』三 榎倉太夫殿】

太神宮立願御神物事

一、小神樂

一、小御供

一、神馬壹疋

右神物、如「存分本意之義」、被_レ入_二御誠_一御祈念頼入候、尚本意之上、領中千疋之地、未代まで可_二進納_一者也、為_二後日_一如_レ此、以上、

天正十二甲申

村上左衛門丞

九月七日

義長（花押影）

榎倉太夫殿

14 米原寛氏、服部英雄氏が批判されたように、敵対者の勢力圏を通行することは常識では考えがたい。しかし、そもそも成政の浜松往復という行動自体が常識を超えたものである。また、当時の敵中通行とみられる事例を齋藤慎一が紹介している（『中世を道から読む』講談社現代新書二〇一〇年 三五頁、『上越市史 別編一』九九四号・『新潟県史』資料編 中世 三九三六号）。

15 天正十三年五月二十四日「徳川家康書状写」（徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』徳川黎明会 一九八三年 一〇三頁・『徳川田安家御蔵品入札』東京美術倶楽部 一九三八年）

旧冬成政御越候以後、度々芳心喜悅候之條、此度使者差越候、然者上方和与之儀、近日信雄御上洛付、御請書之旨候間、石川伯耆守可_二差上_一候、急度可_二相濟_一候、可_二御心安_一候事候、期_二後音_一候、恐々謹言、

五月廿四日

家康（花押摸）

佐々喜右衛門尉殿

16 筆者の6文書の解釈は以下のようなものである。「追つて申し入れます。越後筋の（上杉氏）ご譜代の衆のかたへ御計策をなさろうという旨、もつともなことと存じます。来春、春日山へ至る行の様子、首尾を申し合わされるため、家康へ使者をもつて申し入れるということ、お考えの通り（でよいと思います）。（村上様の使者が）浜松に至り、（家康へ伝言を）申し入れられる（時には、（浜松にいる）わたくしの使者が、その場で承わり、具さに家康へ申し入れるよう、（わたしの使者へ）申し付けます。（この件をお伝えするため）重ねてこのように（申し上げます）」。このような解釈で誤りなければ、上杉譜代衆への計策も、春日山攻めの計画と家康への相談の希望も、義長が提案しただけで、成政はいちおう同意しているに過ぎない。

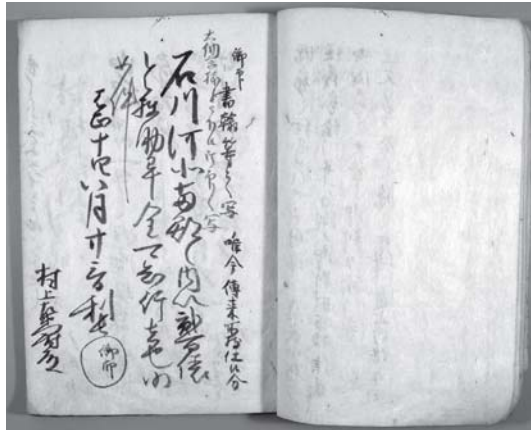
17 （天正十二年）三月二十九日 丹羽長秀書状（豊臣秀吉宛）（『大日本史料』第十一編六 四一七頁）

18 『大日本史料』第十一編七 五二二頁。

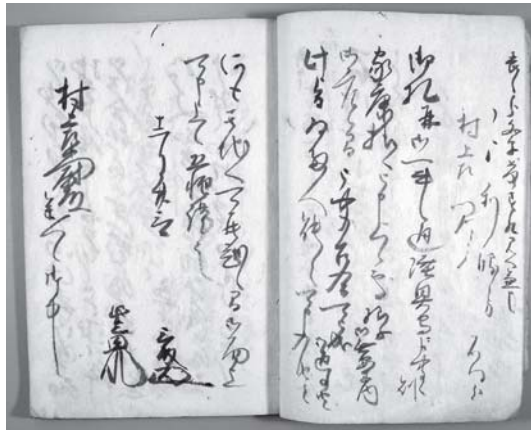
- 19 (天正十二年) 十月十六日徳川家康書状(不破彦三宛)、『大日本史料』第十一編九 四一九頁、同書の網文は「徳川家康、佐々成政二答へ、成政身上ノ儀ニ就キテ疎意ナキ旨ヲ述ブ」とするが、筆者は、不破直三を斡旋する成政からの通知を受けた家康が、当事者の直三に受諾した旨を伝えた書状と解釈する。
- 20 (天正十二年) 十月十七日 大久保忠隣等連署状(新屋但馬守宛)、『信濃史料』第一六卷 二一八頁)
- 21 『大日本史料』第十一編九 二四二頁。ちなみに、この上杉・前田両氏の連絡は飛脚の往復によつており、敵対勢力圏でも飛脚が往復したことが確認できる事例である。
- 22 『家忠日記』(続史料大成) 天正十二年十二月六日条。「御きいさま上へ御越候錢(錢)に権兵尉越候、くり毛御馬進候、」とある。なお、『家忠日記』の自筆原本は駒澤大学図書館に所蔵され、同図書館ホームページの「電子貴重書庫」で全文カラー写真を閲覧できる。当該部分は冊四の四四、成政の吉良到着を記す同月二十五日条は冊四の四五。
- 23 柴田勝家と秀吉が対立し賤ヶ岳合戦に及んだ際、成政は勝家側についたため、勝家滅亡後の天正十一年四月、金沢城に入った秀吉に対面(降伏)した。(天正十一年) 六月十七日佐々成政書状(新発田重家宛)、『大日本史料』第十一編七 六八〇頁、(天正十六年) 閏五月十四日豊臣秀吉朱印状(小早川隆景宛)、『大日本古文書』小早川家文書一 四九四頁。
- 24 7文書は、浜松にいた成政家臣が会談後まもなく、成政の帰路途上で朗報を待つ村上義長に、成政の意を受けて速報として発したものである。服部氏は富山城の留守の家臣が発したとする。その場合、浜松の会談結果が富山城まで到達する日数を考慮すると、会談は十二月の半ばと考えることになる。『家忠日記』にはその形跡もみえず、成政は吉良での会談まで浜松に十日近く滞在したことになる。
- 25 前掲注15
- 26 『兼見卿記』天正十三年閏八月十二日条(『大日本史料』第十一編十八 二八三頁)
- 27 天正十五年六月二日豊臣秀吉領知宛行状(『越中史料』第二卷 三頁 楓軒文書纂)
- 28 「天正十四年御上洛日記帳写」『特別展上杉景勝』米沢市上杉博物館 二〇〇六年 五八頁
- 29 前掲注4
- 30 阿部一彦『『太閤記』とその周辺』和泉書院 一九九七年
- 31 青山克彌『前田利家・利長軍記』勉誠出版 一九九九年・『加賀の文学創造―戦国軍記・実録考』勉誠出版 二〇〇六年
- 32 佐藤圭「前田利家の言行録」『一乗谷朝倉氏遺跡資料館紀要』二〇〇六年

〔謝辞〕

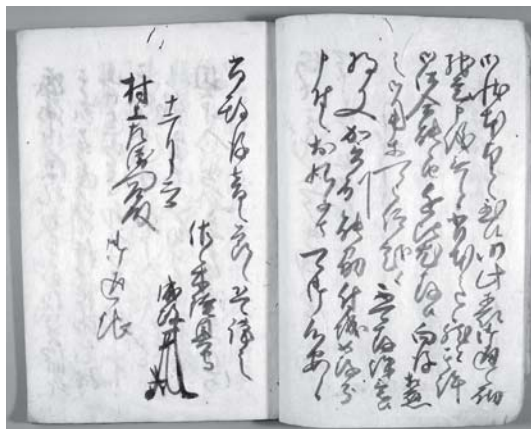
御所蔵史料の閲覧および写真掲載の許可を下さった、金沢市立玉川図書館、神宮文庫に厚く御礼を申しあげます。



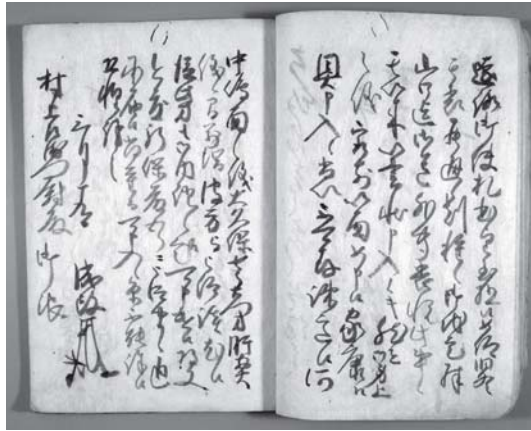
『村上家系図並古文書写』（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵）文書 1



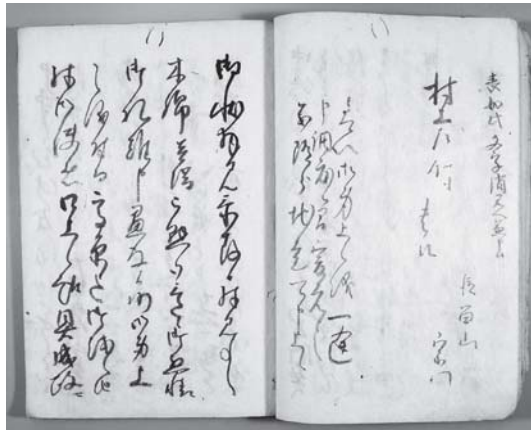
文書 2



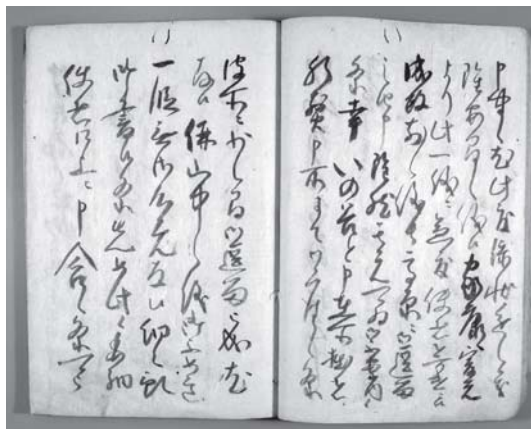
文書 3



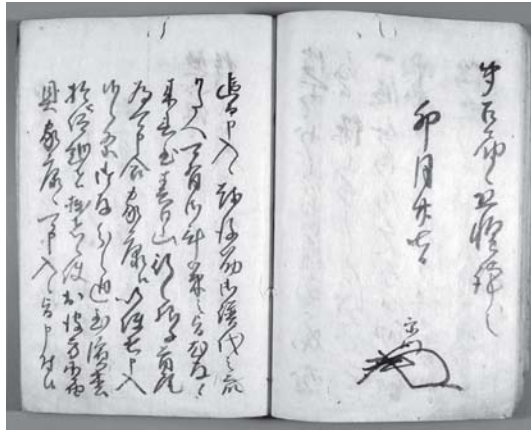
文書 4



文書 5

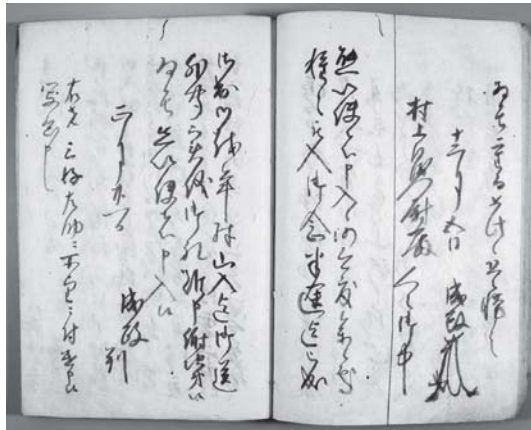


文書 5



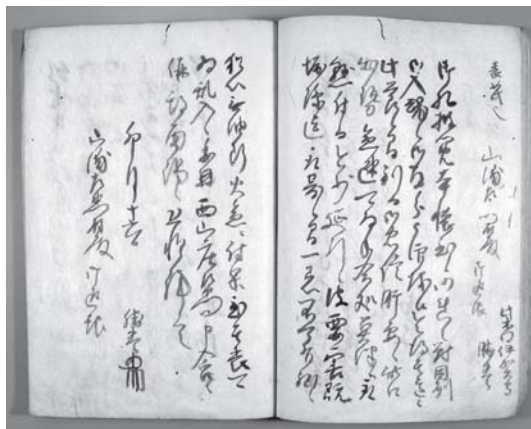
文書 6

文書 5

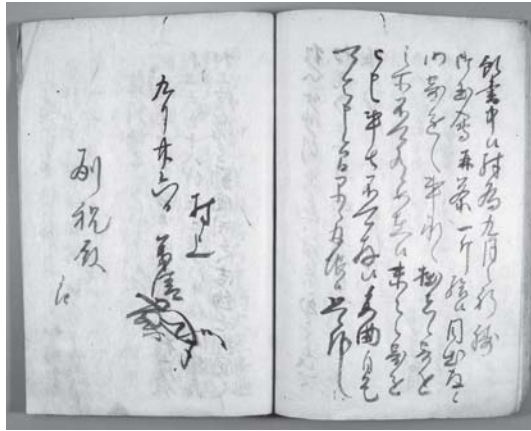


文書 7

文書 6



文書 8



文書 9